

あなどるなかれ！賃金台帳！

適正な記入がなされていない場合などは、30万円以下の罰金になります。



こんにちは！

社労士法人ミナジンの「ろむたん」です。

厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定されて約半年ですね。

“労働時間の把握”はバッチリだという皆さん「賃金台帳の調製」も抜かりなく！

深夜労働時間数が時間外労働時間数に含めて記載されていない（深夜は何時間？）



100時間近く残業しているのに、台帳の記載は75時間になっている（少ない時間数を記載！）



このように記入をしていない・虚偽の記入がある場合…

罰金（最大30万円）の可能性がります！



さらに、こんなところに盲点が！

「みなし残業40時間を超えて残業しているのに超過分の残業代が支払われていない！」など、未払残業代の問題が起こっている可能性があります。今一度ご確認ください！

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」より、抜粋

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

算定（定時決定）は完了しましたか？

平成29年度の算定基礎届の提出期間は、7月3日(月)～7月10日(月)です。

支払基礎日数（4月、5月、6月）	
一般被保険者	17日以上
短時間就労者※1	17日以上（3ヶ月とも17日未満⇒15日以上でも可）
短時間労働者※2	11日以上

※1 「1週間の所定労働時間」および「1月間の所定労働日数」が同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間および所定労働日数の4分の3以上である短時間就労を行う労働者

※2 特定適用事業所・任意特定事業所に勤務し、かつ、①週労働時間20時間以上、②雇用期間1年以上、③月額賃金8.8万円以上、④学生でない、の4要件に該当する労働者

カスタマイズセミナーを自社でやりませんか？

- 残業申請をなぜしなければいけないのか、分からない！
- 服務規程は何のためにあるのか理解できない。
- 欠勤社員との連絡が取れない。

テーマ・時間・対象者などをヒアリングの上
御社オリジナルのセミナーをお作りします!!

就業管理セミナー・労務管理セミナー・
労務トラブル防止セミナー・労働時間管理セミナーなど



助成金申請支援サービスにご注意ください！

社労士でない者の助成金申請サービスによって、事業主の皆様が不正受給等の法違反を問われたり、詐欺被害に遭遇してしまうケースが発生しています。助成金の申請は、社労士へお任せください。

事業主の皆様へ【<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/joseikin/>】



お問合せ・ご相談はこちら